

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

訓子府町地球温暖化対策実行計画

(地球温暖化対策の推移に関する法律に基づく実行計画)

平成24年4月

訓子府町

目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2
第2章 温室効果ガスの排出量（削減）目標値	
1 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2 要因別の排出状況	3
3 削減目標	3
第3章 環境配慮の取組内容	
1 取組内容	4
（1）電気使用量の削減	4
（2）燃料使用量の削減	4
（3）省資源に向けた取組み	4
（4）環境配慮に向けた施設整備	5
（5）3R活動の推進	5
第4章 推進と点検・評価	
1 推進体制	6
2 点検・評価	6
3 公表	6

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと宇宙への放出エネルギーのバランスによって保たれています。その地球上には、窒素や酸素などの大気を取り巻いており、とりわけ大気中の二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが熱エネルギーを吸収し、宇宙へのエネルギー放出による急激な冷却を防ぐ効果があります。

18世紀後半からの産業の発展により、熱帯雨林の伐採、機械工業化など活発化する人類の生産活動の中で発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇し、このことによって環境バランスの変化が温室効果ガスに吸収されることにより地球表面の温度が上昇している現象がおこっています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象による耕地の砂漠化や災害発生の増加、このことによる生態系への影響や農業生産や水資源への影響、マラリヤ等の熱帯性の感染症の発生数の増加など私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

こうした中、地球温暖化防止対策については、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約が採択され同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中多くの国が署名を行い1994年（平成6年）に「気候変動に関する国際連合枠組み条約」が発効されました。

1997年（平成9年）12月に「地球温暖化防止京都会議」が開催され、先進国の温室効果ガスの削減目標を掲げた京都議定書が採択され、この中で長期的排出削減の第一歩として、我が国については2008年（平成20年）から2013年（平成24年）の第1約束期間に温室効果ガスの総排出量を、1990年（平成2年）レベルから6%削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。訓子府町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3 計画の期間

基準年度を平成21年度とし、計画期間を平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画の範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

対象施設等一覧

課 名	対 象 施 設 等
総 務 課	役場庁舎、啓発灯、水防倉庫、車庫事務所
町 民 課	各地域集会所、日ノ出地区ふれあいセンター、テレビ中継局、旭町テレビ受信施設、一般廃棄物処理場、葬斎場
農 林 商 工 課	農業交流センター、仲町共同駐車場、温泉保養センター、勤労者福祉会館、模範牧場、共同駐車場、銀河農園
建 設 課	車庫(栄町)、各公園、町営・町有住宅等街灯、町営住宅・特定賃貸住宅共用灯、公衆トイレ、ポケットパーク、公用車、営繕事務所
上 下 水 道 課	農業集落排水センター(穂波・末広・日出)、各ポンプ場
管 理 課	小学校・中学校
給食センター	給食センター
幼 稚 園	幼稚園
保 育 園	保育園
児 童 センター	児童センター
子育て支援センター	子育て支援センター
社 会 教 育 課	公民館、青少年研修所、図書館、歴史館、ゲートボール場、スポーツセンター、温水プール、末広多目的広場、弓道場、パークゴルフ場、レクリエーション公園(スキー場・野球場)
消 防	消防庁舎、消防日出車庫、防火水槽

第2章 温室効果ガスの排出量（削減）目標値

1 基準年度の二酸化炭素排出量

訓子府町の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,811,904 kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	2,815,475 kg-CO ₂

2 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の57%を占め、次いでガソリンの使用が2%、その他燃料（灯油等）が41%を占めている。

燃料等	使 用 量	二酸化炭素排出量 (kg-co2)	割 合
ガソリン	19,874 リットル	46,141	1.6%
灯 油	151,743 リットル	377,762	13.4%
軽 油	98,559 リットル	258,150	9.2%
A重油	192,000 リットル	520,249	18.5%
LPガス	2,374 m ³	3,967	0.1%
電 気	3,716,411 kwh	1,609,206	57.2%
合 計		2,815,475	100.0%

3 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成28年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標	目標年度排出量 平成28年度
二酸化炭素 (CO ₂)	2,815,475 kg-CO ₂	6 %	2,646,547 kg-CO ₂

第3章 温室効果ガス排出量の削減に向けての取り組み

(1) 電気使用量の削減

①照明機器

- 始業前、昼休み、終業時には不要な照明は消す。
- 自然光の取り入れを図り、業務に支障が無ければ照明の消灯に務める。
- 効率的な照明配置、座席配置を考え無駄な照明を無くす。
- 業務や通行に支障が無い程度に間引き照明に務める。
- 夜間の時間外勤務の削減を図り、照明の点灯時間の削減に務める。

②OA機器、その他の電気機器

- パソコン、コピー機、プリンターは省エネ節電モードに設定する。
- パソコンを使用しないときはディスプレイを閉じる。
- 無駄な待機電力を無くし、支障のない範囲でコンセントをはずす。
- 退庁時に身の回りの電源が切れていることを確認する。
- 照明器具や電気機器の更新、新規購入の際は、省エネ型にするよう努める。

③空調設備

- 冷暖房の適正温度設定の徹底をする。(冷房時 28℃程度、暖房時 20℃程度)
- 扇風機の効率的な配置をする。
- クールビズ、ウォームビズを推進する。

(2) 燃料使用量の削減

①施設

- 季節にあった服装や工夫により、冷暖房機器の使用の抑制に務める。
- 適正な温度管理をおこない、利用状況に応じた管理調整を行う。

②公用車

- 近距離の移動の際は、徒歩、自転車で移動し公用車の利用を控える。
- 急発進、急加速、不要なアイドリングをせず、エコドライブを徹底する。
- 不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
- タイヤの空気圧調整など定期的な整備を実施する。
- 公用車走行ルート合理化、相乗りの奨励。
- 長距離移動の際は低燃費車の利用に務める。
- 公用車の更新に当たっては、軽自動車や低燃費車の導入を検討する。

(3) 省資源に向けた取組み

①物品購入

- 適正な在庫管理、調整による物品の計画的な購入。
- 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に務める。

環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）製品及び、環境に配慮した製品の購入に務める。

製品の納入の際、過剰包装を抑える。

②物品使用にあたっての配慮

両面コピー、両面印刷の徹底。

縮小可能なものであれば縮小コピーの徹底。

再生紙の使用に務める。

コピーやプリンターの打ち出し時には必ず最終確認をして、ミスを防ぐ。

会議資料等は、簡潔明瞭な作成を心掛け、印刷部数は必要最低限にとどめる。

文書ホルダーやファイルは、表題を変えて再利用する。

庁舎内LANを積極的に活用しペーパーレス化を推進する。

③水使用量の削減

節水コマの使用や蛇口をこまめに閉めて、水道の節水に務める。

節水型機器の導入について検討する。

(4) 環境配慮に向けた施設整備

施設の新築、改築するときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した整備に務める。

インバーター式の蛍光灯器具やLED等、省エネ型照明を導入する。

太陽光発電設備や太陽熱利用設備および地中熱利用設備など、新エネルギーの導入に努める。

公共施設の緑化の推進、環境美化に務める。

(5) 3R活動の推進

①REDUCE（リデュース）

ごみの発生を抑制することとし、ごみの排出量を最小限にする。

②REUSE（リユース）

繰り返し再利用することとし、物を大切に扱うよう心掛ける。

③RECYCLE（リサイクル）

分別による再資源化を徹底し、再生商品やグリーン商品を購入する。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

「推進本部」が主体となって、「全職員」の協力のもと、計画の着実な推進と進行管理を行います。

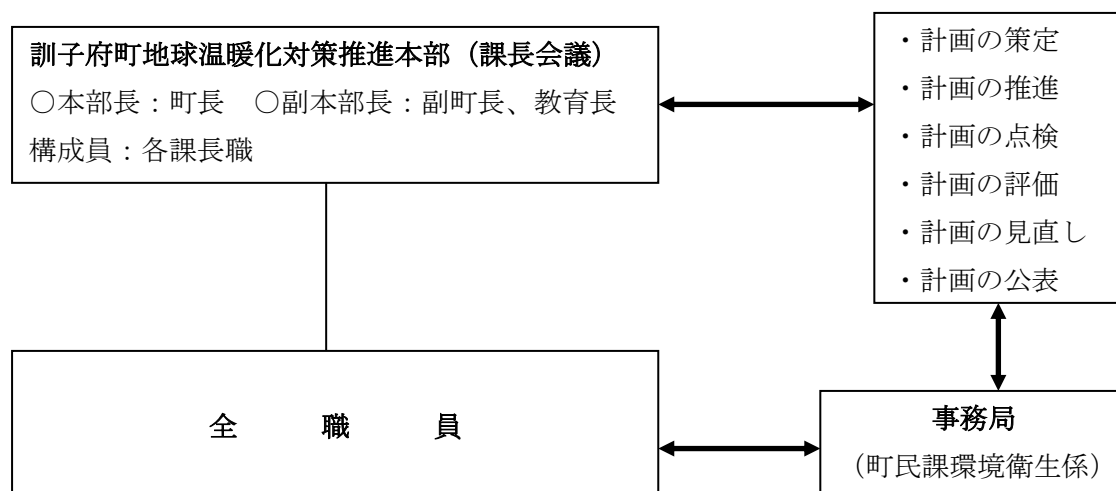
(1) 推進本部

町長を本部長、副町長、教育長を副本部長、課長職を構成員として組織し、計画の策定、推進、点検、評価及び見直しを行います。

(2) 事務局

町民課環境衛生係に事務局を置き、計画の推進に必要な事務を行います。

推進体制組織図



(3) 職員への啓発等

職員一人ひとりが積極的に地球温暖化対策に取り組むために、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、地球温暖化対策に関する啓発活動を実施する。

2 点検・評価

事務局が、定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行う。

3 公表

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等については、広報誌、ホームページ等により公表を行う。

